

平成16年 3月26日

規則第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、新島村情報公開条例（平成15年新島村条例第 5 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公文書開示請求書の提出)

第 2 条 条例第 6 条の規定に基づき、公文書の開示を請求しようとするものは、公文書開示請求書（様式第 1 号）を提出しなければならない。

(公文書開示決定通知書等)

第 3 条 条例第11条第 2 項に規定する決定の通知は、次に定める様式により行うものとする。

- (1) 公文書の開示を決定した場合 公文書開示決定通知書（様式第 2 号）
- (2) 公文書の一部の開示を決定した場合 公文書一部開示決定通知書（様式第 3 号）
- (3) 公文書の非開示を決定した場合 公文書非開示決定通知書（様式第 4 号）
- (4) 公文書の存否応答を拒否する場合 公文書存否応答拒否通知書（様式第 5 号）

2 開示の可否の決定期間の延長に係る通知は、次に定める様式により行うものとする。

- (1) 条例第11条第 3 項の規定により決定の期間を延長した場合 開示決定期間延長通知書（様式第 6 号）
- (2) 条例第11条第 4 項の規定により決定の期間を延長した場合 開示決定期間特別延長通知書（様式第 7 号）

(第三者の意見聴取等)

第 4 条 条例第12条第 1 項の規定による意見の聴取は、公文書開示意見照会書（様式第 8 号）により行い、その回答は、公文書開示意見回答書（様式第 9 号）により求めるものとする。

2 条例第12条第 2 項に規定する通知は、公文書開示第三者通知書（様式第10号）により行うものとする。

(開示の方法等)

第 5 条 条例第13条第 1 項に規定する電磁的記録の開示については、次に定めるところに

より行うものとする。

(1) 電磁的記録（ビデオテープ及び録音テープを除く。以下この条において同じ。）の開示は、当該電磁的記録を印刷物として出力したものの閲覧又は交付により行う。

(2) 前項の規定にかかわらず、当該電磁的記録をパーソナルコンピュータ等の画面に出力したものの視聴又はフロッピーディスク、光ディスクその他の電磁的記録媒体に複写したものの交付が容易であるときは、当該電磁的記録の視聴又は当該複写したものの交付により開示を行うことができる。

2 公文書の開示は、第3条第1項第1号又は第2号に規定する通知書により指定する日時及び場所において、職員の立会いのもとで行うものとする。

3 村長は、公文書の閲覧又は視聴をする者が当該閲覧又は視聴に係る公文書を破損し、又は汚損するおそれがあると認められるときは、当該公文書の閲覧又は視聴の中止を命ずることができる。

（出資等法人）

第6条 条例第20条に規定する出資等法人とは、次に掲げるものをいう。

(1) 村が当該出資等法人の資本金の50パーセント以上を出資しているもの

(2) 村が事業運営費を助成している公共的団体のうち、前号に規定する法人に照らし、同程度の額以上の事業運営費を助成しているもの

（公文書の検索資料）

第7条 条例第22条に規定する公文書の検索に必要な資料は、文書目録その他村長が定めるものとする。

（実施状況の公表）

第8条 条例第23条に規定する実施状況の公表は、前年度分の実施状況について毎年6月末までに行う。

2 前項の公表は、次に掲げる事項を明らかにして行う。

(1) 公文書の開示の請求件数

(2) 公文書の開示（一部開示を含む。）の決定件数及び非開示の決定件数

(3) 不服申立ての件数

(4) その他必要な事項

（調整）

第9条 公文書の開示を実施するために必要な調整は、総務課長が行う。

（委任）

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、村長が定める。

附 則

この規則は、平成16年3月26日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

<p>公 文 書 開 示 請 求 書</p> <p>年 月 日</p> <p>新島村長 様</p> <p>請求者 氏 名 _____</p> <p>郵便番号 _____</p> <p>住 所 _____</p> <p>連絡先電話番号 _____</p> <p>(法人その他の団体にあつては、その 名称、事務所又は事業所の所在地及び 代表者の氏名)</p> <p>新島村情報公開条例第6条の規定に基づき、次のとおり公文書の開示を請求します。</p>	
1 公文書の件名 又は内容	
2 請求の理由	
3 請求者の区分	<p>(1) 村の区域内に住所を有する者</p> <p>(2) 村の区域に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の の団体 (事務所等の名称) (所在地)</p> <p>(3) 村の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者 (勤務先の名称) (所在地)</p> <p>(4) 村の区域内に存する学校に在学する者 (学校の名称) (所在地)</p> <p>(5) 実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの (利害関係の内容)</p>
4 開示方法 (希望する開示方法を○で囲んでください。)	(1) 閲覧 (2) 視聴 (3) 写しの交付(郵送希望：有・無)
5 備考 (記載しないでください。)	<p>受付年月日 年 月 日</p> <p>受 付 課</p>

様式第2号(第3条関係)

第 号 年 月 日	
公文書開示決定通知書	
様	
新島村長 印	
年 月 日付で受理した公文書の開示請求に対して、新島村情報公開条例第11条第1項の規定により、下記のとおり開示することを決定したので通知します。	
1 公文書の件名 又は内容	
2 公文書の開示の 日時及び場所	日時 年 月 日(曜日) 午前 時 分 午後
	場所
3 事務担当課	課 係 (電話番号) (内線)
4 備考	

(注意)1 この通知書を持参の上、指定の日時においでください。

2 上記の日時においでになれない場合は、事前に電話等で事務担当課まで連絡してください。

様式第3号(第3条関係)

		第 号 年 月 日
公文書一部開示決定通知書		
様		
		新島村長 印
<p>年 月 日付けで受理した公文書の開示請求に対して、新島村情報公開条例第8条及び第11条第1項の規定により、次のとおり公文書の一部を開示することを決定したので通知します。</p>		
1 公文書の件名 又は内容		
2 公文書の開示の 日時及び場所	日時	年 月 日(曜日) 午前 時 分 午後 時 分
	場所	
3 公文書の一部 を非開示とする理由	新島村情報公開条例第7条第 号に該当 (理由)	
4 開示できる期日 (新島村情報公開条 例第11条第5項の規 定に該当する場合)	年 月 日以降であれば、当該公文書の(全部・一 部)を開示することができます。 ただし、公文書の開示を希望する場合は、同日以後新たに公文 書の開示請求が必要となります。	
5 事務担当課	課 係	
	(電話番号)	(内線)
6 備 考		

(注意)1 この通知書を持参の上、指定の日時においでください。

2 上記の日時においでになれない場合は、事前に電話等で事務担当課まで連絡してください。

3 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、実施機関に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなく

なります。)

- 4 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、新島村を被告として(訴訟において新島村を代表する者は新島村長となります。)。処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第4号(第3条関係)

第 号 年 月 日	
公文書非開示決定通知書	
様	
新島村長 印	
年 月 日付けで受理した公文書の開示請求に対して、新島村情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおり開示しないことを決定したので通知します。	
1 公文書の件名 又 は 内 容	
2 開示しない理由	新島村情報公開条例第7条第 号に該当 (理由)
3 開示できる期日 (新島村情報公開条例第11条第5項の規定に該当する場合)	年 月 日以降であれば、当該公文書の(全部・一部)を開示することができます。 ただし、公文書の開示を希望する場合は、同日以後新たに公文書の開示請求が必要となります。
4 事務担当課	課 係 (電話番号) (内線)
5 備 考	

注1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、実施機関に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、新島村を被告として(訴訟において新島村を代表する者は新島村長となります。)。処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第5号(第3条関係)

第 号 年 月 日	
公文書存否応答拒否通知書	
様	
新島村長 印	
年 月 日付けで受理した公文書の開示請求に対して、新島村情報公開条例第10条及び第11条第1項の規定により、公文書の存否を明らかにしないで請求を拒否することを決定したので通知します。	
1 公文書の件名 又は内容	
2 存否を明らかにしない理由	
3 事務担当課	課 係 (電話番号) (内線)
4 備考	

注1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、実施機関に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以

内に、新島村を被告として(訴訟において新島村を代表する者は新島村長となります。)。処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第6号(第3条関係)

第 号 年 月 日	
開示決定期間延長通知書	
様	
新島村長 印	
年 月 日付で受理した公文書の開示請求に対して、新島村情報公開条例第11条第3項の規定により、次のとおり決定する期間を延長したので通知します。	
1 公文書の件名 又は内容	
2 延長の理由	
3 決定を延長する 期間	年 月 日()まで
4 事務担当課	課 係 (電話番号) (内線)
5 備考	

様式第7号(第3条関係)

第 号 年 月 日	
開示決定期間特別延長通知書	
様	
新島村長 印	
年 月 日付けで受理した公文書の開示請求に対して、新島村情報公開条例第11条第4項の規定により、次のとおり決定する期間を延長したので通知します。	
1 公文書の件名 又は 内 容	
2 残りの公文書に ついて開示決定等を す る 期 間	
3 事 務 担 当 課	課 係 (電話番号) (内線)
4 備 考	

様式第8号(第4条関係)

第 号 年 月 日	
公文書開示意見照会書	
様	
新島村長 印	
<p>新島村情報公開条例に基づき、次の公文書の開示請求がありました。つきましては、開示の可否の検討の参考とするため、この公文書の開示についてのご意見をお聴きしたいと思しますので、別紙「公文書開示意見回答書」によりご回答願います。</p>	
1 公文書の件名 又は内容	
2 照会の内容	(1) プライバシーの侵害となるか。なるとした場合は、その理由 (2) 貴団体に著しい不利益を与えることになるか。なるとした場合は、その理由 (3) 貴団体との協力関係及び事務事業の円滑な運営等に支障を及ぼすことになるか。なるとした場合は、その理由
3 回答期限	年 月 日()
4 事務担当課	課 係 (電話番号) (内線)
5 備考	

様式第9号(第4条関係)

年 月 日

公文書開示意見回答書

新島村長 様

氏 名 _____

郵便番号 _____

住 所 _____

連絡先電話番号 _____

(法人その他の団体にあつては、その
名称、事務所又は事業所の所在地及び
代表者の氏名)

年 月 日付け第 号で照会のあつた公文書の開示請求について、次のとおり回答します。

1 意 見

2 備 考

様式第10号(第4条関係)

第 号 年 月 日	
公文書開示第三者通知書	
様	
新島村長 印	
年 月 日付で照会しました開示請求のあった公文書の取扱いについて、 次のとおり決定しましたのでお知らせします。	
1 公文書の件名 又は内容	
2 決定の内容	開示(全部開示・一部開示)
	非開示 (理由等)
3 開示の時期	年 月 日()
4 事務担当課	課 係 (電話番号) (内線)
5 備考	

様式第1号 (第2条関係)

様式第2号 (第3条関係)

様式第3号 (第3条関係)

様式第4号 (第3条関係)

様式第5号 (第3条関係)

様式第6号 (第3条関係)

様式第7号 (第3条関係)

様式第8号 (第4条関係)

様式第9号 (第4条関係)

様式第10号 (第4条関係)